

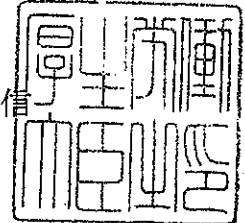
入



厚生労働省発薬生0810第68号  
平成29年8月10日

薬事・食品衛生審議会  
会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 加藤 勝 信



諮 問 書

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、下記の化学物質を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 デカブロモジフェニルエーテル
- 2 短鎖塩素化パラフィン（炭素数が10から13の直鎖であって、塩素化率が48重量%を超えるもの）